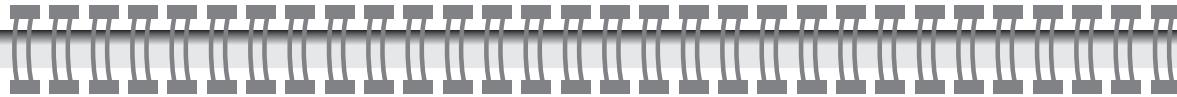


幌延町税等収納対策推進本部より



町税・公営住宅料・保育料・水道料・下水道料・介護保険料の 納め忘れはありませんか？

● 納め忘れの方は担当係へご相談下さい。

10月及び12月を
徴収強化月間と
定めました。

一口メモ

平成17年に新たに課税事業者となった
平成18年において課税事業者である

個人事業者の方へ

消費税の簡易課税制度を選択するには平成17年12月31日までに
「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です

■ 前々年の売上が1,000万円超なら課税事業者です

| 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 |
|----------|----------|---------|---------|
| 1,000万円超 | | → 課税事業者 | |
| | 1,000万円超 | | → 課税事業者 |

新たに課税事業者となる
方は「課税事業者届出書」
の提出が必要です。未提出
の方は速やかに提出して
ください。

該当の方へ

- 平成15年分の課税売上高が1,000万円超 → 平成17年分の課税事業者
- 平成16年分の課税売上高が1,000万円超 → 平成18年分の課税事業者

簡易課税制度を選択しますか？

■ 前々年の課税売上高が5,000万円以下の方は、「簡易課税制度」を選択できます。

簡易課税制度とは？

$$\text{消費税の納付税額} = \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額}} - \left(\boxed{\text{課税売上げに係る消費税額}} \times \boxed{\text{みなし仕入率}} \right)$$

※業種ごとに「みなし仕入率」が異なりますのでご注意下さい。

ポイント

原則的な計算方法（一般課税）では、この部分が課税仕入れ等に係る消費税額（実額）となります。

選択する

選択しない

平成17年に新たに課税事業者となった方
平成18年において課税事業者となった方 いずれも

■ 平成17年12月31日までに「簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署に提出する必要があります！

- ご 注意
- 簡易課税制度では、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません。
 - 簡易課税制度を選択された方は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできません（選択を取りやめるには「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要です）。

「一般課税」の方は…

■ 一般課税により申告される方は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方を保存する必要があります。

■ 帳簿と請求書等の両方の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができませんので、十分ご注意ください。